

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和7年度）

住 所
設置／管理者名
代表者名

香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客船ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
客船乗り場	利用者の意見を取り入れて、高齢者、障害者等の待合室内での移動が円滑になるようにする。	実施済

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設の維持管理等	公共交通移動等円滑化基準を満たしていない場所については、適合するよう努めていくとともに、すでに基準を満たしている場所については、維持していくこととする。	実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者の通行	職員及び設備管理業者が定期的に施設点検を行い、き損が著しく、高齢者、障害者等の通行に支障をきたすものが見られた場合は、速やかに対応する。	実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページにおける情報提供	必要な情報について、詳細で分かりやすいホームページ作りに取り組んでいく。	実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員の意識の向上	高齢者、障害者等に関する法律や指針の改正等があれば、その都度、知識の習得に努める。	説明会開催実績なし

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
様々な方法での 情報提供	ホームページ等での視覚的な情報提供やターミナル内における音声案内等での聴覚的な情報提供など、様々な方法で 情報提供ができるよう努めていく。	実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

電話やメール等で寄せられる利用者からの意見を職員で共有し、当施設の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

香川県港湾課のホームページで公表する。

(4) その他

旅客船ターミナル の名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの利 用者数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	乗船場 所の数	段差が 解消さ れてい る乗船 場所の 数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
	香川県 高松市	3,922人		○	5	5	○	○	○
(合 計) 計 ターミナル									

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者が 3 万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者が3000人以上 3 万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第11号様式)

注 1．旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。

- 2．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 3．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 4．乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
- 5．段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
- 6．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 7．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 8．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 9．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 10．「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
- 11．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。